

# 施工計画書作成ガイドライン

令和6年4月1日制定  
令和6年4月1日施行  
海部南部水道企業団

## 目 次

1. 施工計画書作成の要点	1
2. 施工計画書作成例	
(1) 表紙	6
(2) 目次	7
(3) 工事概要	8
(4) 計画工程表	9
(5) 現場組織図及び緊急連絡体制	10
(6) 指定機械	11
(7) 主要機械	11
(8) 主要資材(材料検査願)	13
(9) 施工方法	14
(10) 施工管理計画	17
(11) 安全管理	19
(12) 交通管理	20
(13) 環境対策	21
(14) 現場作業環境の整備	22
(15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	23

(16) 別表イ	再生資源利用計画書（実施書）	24
(17) 別表ロ	再生資源利用促進計画書（実施書）	25
(18) 別紙	運搬ルート図	26
3.	資料	27

## 1. 施工計画書作成の要点

施工計画書は、施工における手順、工法、管理等を定めたものであり、もつとも基本となるものである。

建設業法及び海部南部水道企業団工事仕様書において、「主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。」と規定している。そのため、下記の項目について記載された施工計画書を作成し提出する必要がある。

- 1 工事概要
- 2 計画工程表
- 3 現場組織図及び緊急連絡体制
- 4 指定機械
- 5 主要機械
- 6 主要資材(材料検査願)
- 7 施工方法
- 8 施工管理計画
- 9 安全管理
- 10 交通管理
- 11 環境対策
- 12 現場作業環境の整備
- 13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- 14 その他

その他、監督職員が追記を求めた場合には、記載するものとする。

上記が基本的な施工計画書の内容となるが、愛知県 土木工事現場必携において、工事の請負規模に応じて施工計画書の記載内容が省略可能となっている。次項の表1に施工区分に応じて必要な書類が記載されており、内容を確認したうえで必要な書類を提出すること。なお、当初請負代金が500万円未満の工事は軽微な工事とみなし、施工計画書の提出を要しない。

施工中の工事において、重要な変更(新規工種追加、安全管理方法の変更等)が生じた場合には、その都度該当工事に着手する前に、変更した施工計画書を再提出する。ただし、軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合には、監督職員の判断により提出を要しない。

表 1 施工計画書の記載内容

項目		工事などの区分と記載項目		
		当初請負代金額 4,000万円以上 の工事	当初請負代金額 500万以上 4,000万円未満 の工事	当初請負代金額 500万円未満 の工事
1	工事概要	○	○	—
2	計画工程表	○	○	—
3	現場組織図及び 緊急連絡体制	○	○	—
4	指定機械	○	—	—
5	主要機械	○	—	—
6	主要資材 (材料検査願)	○	○	—
7	施工方法	○	—	—
8	施工管理計画	○	—	—
9	安全管理	○	○	—
10	交通管理	○	○	—
11	環境対策	○	—	—
12	現場作業環境の管理	○	—	—
13	再生資源の利用の促進 と建設副産物の適 正処理方法	○	○	—
14	その他	○	○	—

※「○」:記載する  
「—」:指示のある場合を除き省略する。

## 1 工事概要

工事概要については下記の例示内容程度を記載する。

【例】 工事名 ○○工事  
工事場所 ○○市○○地内  
工事期間 令和○年○月○日～令和○年○月○日  
請負代金 ○○○○○○円  
請負者 ○○株式会社  
所在地 ○○県○○市○○-○○  
TEL ○○○○-○○-○○○○

## 2 計画工程表

計画工程表については、バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など、工事内容に適した方法で作成する。工期に基づき、各種別についての作業の初めと終わりがわかるように、また、当該工事の工程管理が適切に行えるよう作成する。

作成にあたって、気象、気温等によって施工に影響が出る工種については、過去の気象データ等を調査し、反映させること。

【例】別紙計画工程表参照 (P9)

## 3 現場組織図及び緊急連絡体制

現場組織図は、現場における組織の編成及び命令系統が分かるように記載し、現場代理人、主任(監理)技術者の他、現場施工に必要な責任者を記載する。また、緊急連絡体制には、異常気象、地震、事故、大雨、強風等が発生した場合に対する、体制及び連絡系統を記載する。

現場組織及び緊急連絡体制に変更があった場合は、すみやかに再提出すること。

【例】別紙現場組織図及び緊急連絡体制参照 (P10)

## 4 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書または特記仕様書で指定されている機械(騒音振動、排ガス規制、標準操作等)について記載する。

【例】別紙指定機械参照 (P11)

## 5 主要機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械以外の主要なものについて記載する。

【例】別紙主要機械参照 (P11、12)

## 6 主要資材(材料検査願)

工事に使用する指定材料及び主要資材について材料名・規格・単位・数量・製造業者・品質証明等について記載する。

【例】別紙主要資材(材料検査願)・主要資材参照 (P13)

## 7 施工方法

主要工種について、施工順序等を記載する。具体的な施工方法は、工事箇所での十分な事前調査(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等)及び施工時期(夏季、冬季等)に基づき、契約条件を満足させるための工法の選定をし、施工上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件、関係機関との調整事項等を必要に応じ記載する。複雑な作業工程が生じる場合は、図面を添付しても良い。

【例】別紙施工方法参照 (P14～16)

## 8 施工管理計画

施工管理計画については、工程管理と写真管理をもって行う。

工程管理：週および月ごとの工事日誌を提出する。

写真管理：H P P・D G Xの施工要領に従い適切な写真撮影を行う。

【例】別紙施工管理計画参照 (P17、18)

## 9 安全管理

安全管理に必要な組織づくり、作業員の労働条件、安全性の確保など労働災害防止に向けた活動方針等について記述する。

また、現場内での労働災害、交通事故等を防止するため、安全管理組織を設けること。それに伴い、労働安全衛生法で定められた責任者を各々記載する。

【例】別紙安全管理参照 (P19)

## 1 0 交通管理

施工に伴う交通対策と交通処理について記載する。その際には、周辺住民の利便性の確保及び道路交通の安全と円滑化を図る為、道路機能を十分に発揮させるよう配慮するとともに、交通事故の発生を防止するよう考慮する必要がある。

工事着手にあたっては、各所轄に許可された道路使用書の内容を理解したうえで、交通対策を検討し、その内容を記載する。

【例】別紙交通管理参照 (P20)

## 1 1 環境対策

施工を行う現場周辺の生活環境の保全と、円滑な施工を目的とし、環境保全対策について関係法令・仕様書等の規定を遵守のうえ、騒音・振動対策、水質汚濁対策、粉塵対策、産業廃棄物の対応、苦情対応等について記載する。

【例】別紙環境対策参照 (P21)

## 1 2 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備は、受注者が自主的に行う労働環境の整備、地域との積極的なコミュニケーション形成や、工事のイメージアップ等に関して、どのように取り組むかを記載する。

【例】別紙現場作業環境の整備参照 (P22)

## 1 3 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

設計図書及び再生資源利用の促進に関する法律に基づき、建設資材を搬入又は、建設副産物を搬出する工事の場合、処理業者、処理地、運搬距離を記載する。また、添付資料として、再生資源利用計画書と再生資源利用促進計画書、運搬ルートを示した地図を添付する。

【例】再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (P23)

【添付】再生資源利用計画書 (P24)

【添付】再生資源利用促進計画書 (P25)

【添付】別紙 運搬ルート図 (P26)

## 1 4 その他

その他、設計図書で施工計画書に記載するように指定されている項目及び監督員から記述するよう指示された項目があれば記載する。



## 2. 施工計画書作成例

### (1) 表紙

作成例

# 施 工 計 画 書

年 月 日

海部南部水道企業団  
企 業 長

様

業者名

---

工 事 名 配水管新設工事及び改良・ビニル管更新工事による工事

工事場所 本企业団給水区域(愛西市・弥富市・飛島村・蟹江町)内

工事期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

(2) 目次

目 次

作成例

工 事 概 要	頁
計 画 工 程 表	頁
現場組織図及び緊急連絡体制	頁
指 定 機 械	頁
主 要 機 械	頁
主 要 資 材	頁
施 工 方 法	頁
施 工 管 理 計 画	頁
安 全 管 理	頁
交 通 管 理	頁
環 境 対 策	頁
現場作業環境の整備	頁
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	頁
別表イ 再生資源利用計画書（実施書）	頁
別表ロ 再生資源利用促進計画書（実施書）	頁
別紙 運搬ルート図	頁

### (3)工 事 概 要

作成例

① 工 事 名 配水管新設・改良・ビニル管更新工事による工事

② 工事場所 本企業団給水区域(愛西市・弥富市・飛島村・蟹江町)内

③ 工事期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

④ 請負代金 ○○, ○○○, ○○○円

⑤ 請負業者 ○○株式会社

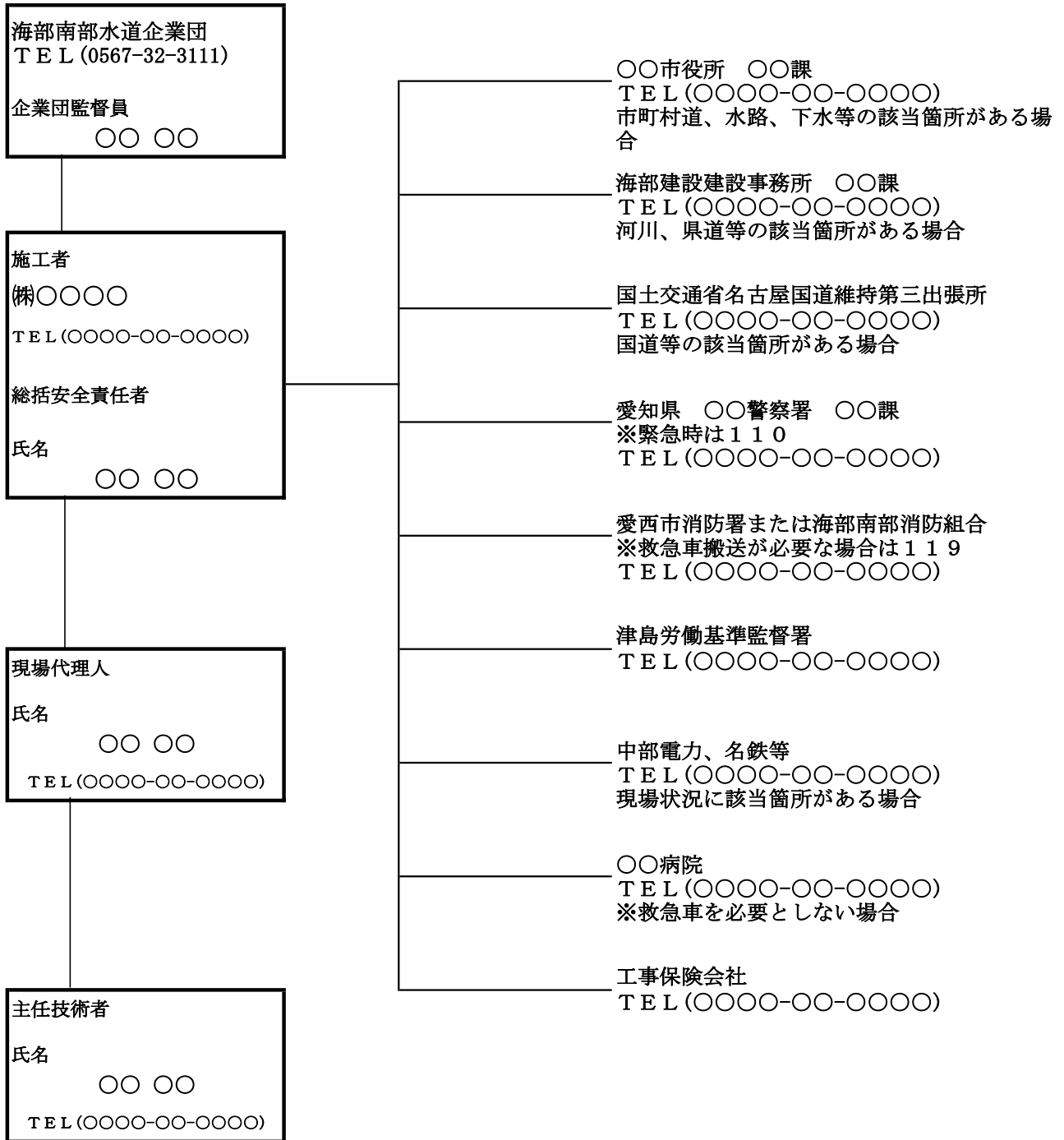
所在地 ○○県○○市○○-○○

TEL ○○○○-○○-○○○○

工 事 名		工 程 表										会 社 名							
(4)計画工程表		作成例																	
工 期		○月		○月		○月		○月		○月		○月		○月					
月 日		1	15	31	1	15	31	1	15	31	1	15	31	1	15	31			
工 種		1		15		31		1		15		31		1		15		31	
準 備 工						10													
舗装版切断As厚15cm以下 アスファルト舗装版						10		20											
舗装版直接掘削積込工 (上土工)As t≤10cm								10						25					
床掘り 上記以外(小規模) 土砂								10						25					
床掘り 現場制約有 土砂								10						25					
砂埋戻(材工共) 砂 排ガス型								10						25					
埋戻し(埋戻材共) 小規模 再生砕石(RC-40)								10						25					
As塊運搬処理工 指定地処分 L=〇〇.〇Km迄								10						25					
発生残土処分工 自由処分								10						25					
ポリエチレン管据付工 (融着接合) φ100								10						25					
ポリエチレン管継手工 (融着EF接合)φ100(2口接手)								10						25					
ポリエチレン管継手工 (融着EF接合)φ100								10						25					
ポリエチレン管継手工 (メカニカル継手)φ100								10						25					
ポリエチレン管切断工 φ100								10						25					
仕切弁設置工 φ100mmソフトシール弁機械施工 ねじ式弁筐設置工(手間のみ) A・B形 3号								10						25					
溶剤浸透防護スリーブ被覆工 ポリ管φ100mm防食テープ固定								10						25					
埋設クロスシート(巾150mm) 50m/巻2重折込ポリエチレン海部水型								10						25					
表層(車道・路肩部) 再生密粒度(13)								10						25					
床掘り 上記以外(小規模) 土砂														25		15			
車道舗装本復旧(1) 機械施工3.0≥b≥1.4m密度(13) 5cm														25		15			
区画線設置工 熔融式 手動 実線30cm														25		15			
仮 設 工						10		10						25		25			
書 類 整 理																15		25	
保 安 設 置 工																		25	

(5) 現場組織図及び緊急連絡体制

作成例



※大雨、出水、強風、地震等の異常気象で災害発生の恐れがある場合、上記の組織構成で常配備体制に入り、必要に応じ現場内を巡視して警戒します。

緊急発生時には、上記連絡体制により直ちに企業団担当者に連絡を取ると共に、関係各所に速やかに連絡し、最善の対応をします。

作成例

(6) 指 定 機 械

種別	作業機械	仕様・規格	台数
掘 削	油圧式バックホウ	0.28m <sup>3</sup> 排ガス対策型	1台
	油圧式バックホウ	0.45m <sup>3</sup> 排ガス対策型	1台
残土運搬	ダンプトラック	4t車 排ガス対策型	1台
	ダンプトラック	10t車 排ガス対策型	1台

設計図書・特記仕様書にて指定されている機械を記載する。

(7) 主 要 機 械

種別	作業機械	仕様・規格	台数
資材運搬	トラック クレーン	クレーン装置付き4t車 2.9t吊り	1台
	ダンプトラック	2t車 排ガス対策型	1台
管切断	エンジンカッター	K950アクティブII	1台
舗装切断	コンクリートカッター	バキューム式 湿式	1台
埋戻整形	振動機 (タンパー)	60~80kg	1台
	振動機コンパクト	40~60kg	1台
	ランマー	80kg	1台
	プレート		1台

種別	作業機械	仕様・規格	台数
舗装復旧	振動ローラー	ハンドガイド式 0.5~0.6 t	1台
水替	水中ポンプ	揚程5m	2台
水替動力	発電機	2KVA	2台

工事にて使用する機械で設計図書・特記仕様書にて指定のない機械を記載する。

(8)主要資材(材料検査願)

材 料 検 査 願

作成例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

海部南部水道企業団

企業長 〇〇 〇〇 様

請負者

住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇 印

1. 設 計 番 号 第〇〇号

2. 工 事 名 〇〇町地内配水管布設替工事

3. 工 事 場 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇地内

4. 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

材 料 名	形 状 寸 法	設 計 数 量	検 査 数 量	摘 要
水道配水用ポリエチレンパイプ	φ 25×90m巻	0.8m	1.0巻	(株)〇〇、JIS 水協
ダクタイル鋳鉄管GX型S種管	φ 100 L=4.0m	2.0本	2.0本	(株)〇〇、JDPA 水協、JIS
F受口付水道配水用 ポリエチレン管	φ 100 L=5.0m	34.0本	34.0本	(株)〇〇、水協
EF片受Sベンド(両受)	φ 100×450h	2.0個	2.0個	(株)〇〇、水協
メカポリPPベンド(内外面粉体・抜止付)	φ 100×45°	2.0個	2.0個	(株)〇〇、水協
G-Linkセット(GX)	φ 100	2.0個	2.0個	(株)〇〇、水協
PE挿口付ソフトシール弁	φ 100	2.0基	2.0基	(株)〇〇、水協
仕切弁筐(底版HSD-1含む)	A3海部水型	2.0組	2.0組	(株)〇〇
ポリエチレンスリーブ	φ 100 ゴムバンド固定	10.0m	10.0m	(株)〇〇
溶剤浸透防護スリーブ	φ 100 防食テープ固定	180.0m	30.0枚	(株)〇〇、PTC
埋設クロスシート(巾150mm)	50m/巻 2重折込 ポリエチレン海部水型	200.0m	4.0巻	(株)〇〇
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>※施工にて使用する配管材料を記載する。                      ※配管材料については日本水道協会規格品及び日本産業規格品であること。</p> </div>				

規格A3 備考 監督職員は、末尾の余白に検査結果を記載し、署名捺印をすること。



## (9) 施 工 方 法

作成例

工 種	施 工 方 法
1 準備工 現 地 調 査  地 元 調 整  工事看板設置	企業団監督員及び地元関係者と打合せし、施工方法を検討する。 必要に応じ地下埋設物を調査する。  地元総代・町内会長等に工事説明と協力の依頼を行い、工事影響範囲の住民に工事の周知をする。  設置場所・方法に注意して設置する。
2 土 工 掘 削  埋 戻	交通・保安施設・土留・排水その他の必要な準備を整えたうえで着手する。架線及び地下埋設物に注意し、必要に応じて立会を求め、防護策を講じる。設計図書に示されている幅及び深さに掘削し、深堀にならないよう十分注意し、人力及び機械にて床堀を行う。既設構造物があるところ等は人力にて掘削する。  市道では管天20cm、県道では管天10cmまでは砂を用い、片締めにならないよう十分注意して行う。それ以上は機械にて行う。 転圧は人力、コンパクター、ランマー等を使用して、十分な転圧を行い、現地盤と同等以上の締固め密度が得られるように施工する。
3 布 設 工 管 布 設 工	指定材料を使用し、施工前に監督員の材料検査を受け、管内にゴミや砂利等の異物が入らないよう、また、管及びその他埋設物に損傷を与えないよう注意して施工する。  一日の作業完了後には、管内に土砂・汚水などが流入しないようメカ型のキャップ等を用いて管端部を塞いでから埋め戻す。

4 舗 装 工  
路面仮復旧工

管接合はG X形ダクタイトイル鉄管はG X形ダクタイトイル鉄管施工要領、水道配水用ポリエチレン管は水道配水用ポリエチレン管施工要領、海部南部水道企業団共通仕様書を十分理解した、豊富な実務経験と知識を有した資格者が行う。

厚さ・幅等の寸法を確認する。仮復旧はその日に舗装取壊をした箇所について必ず施工し、既存路面との段差等がないようにした後、工事施工区間を開放する。

路面本復旧工

交通、保安施設その他の必要な準備を整え、着手する。すき取りすぎに注意しつつ、表面が平らになるようにし、縁石等の構造物や周辺の建物等を汚さないように注意する。必要に応じてシート等により防護する。

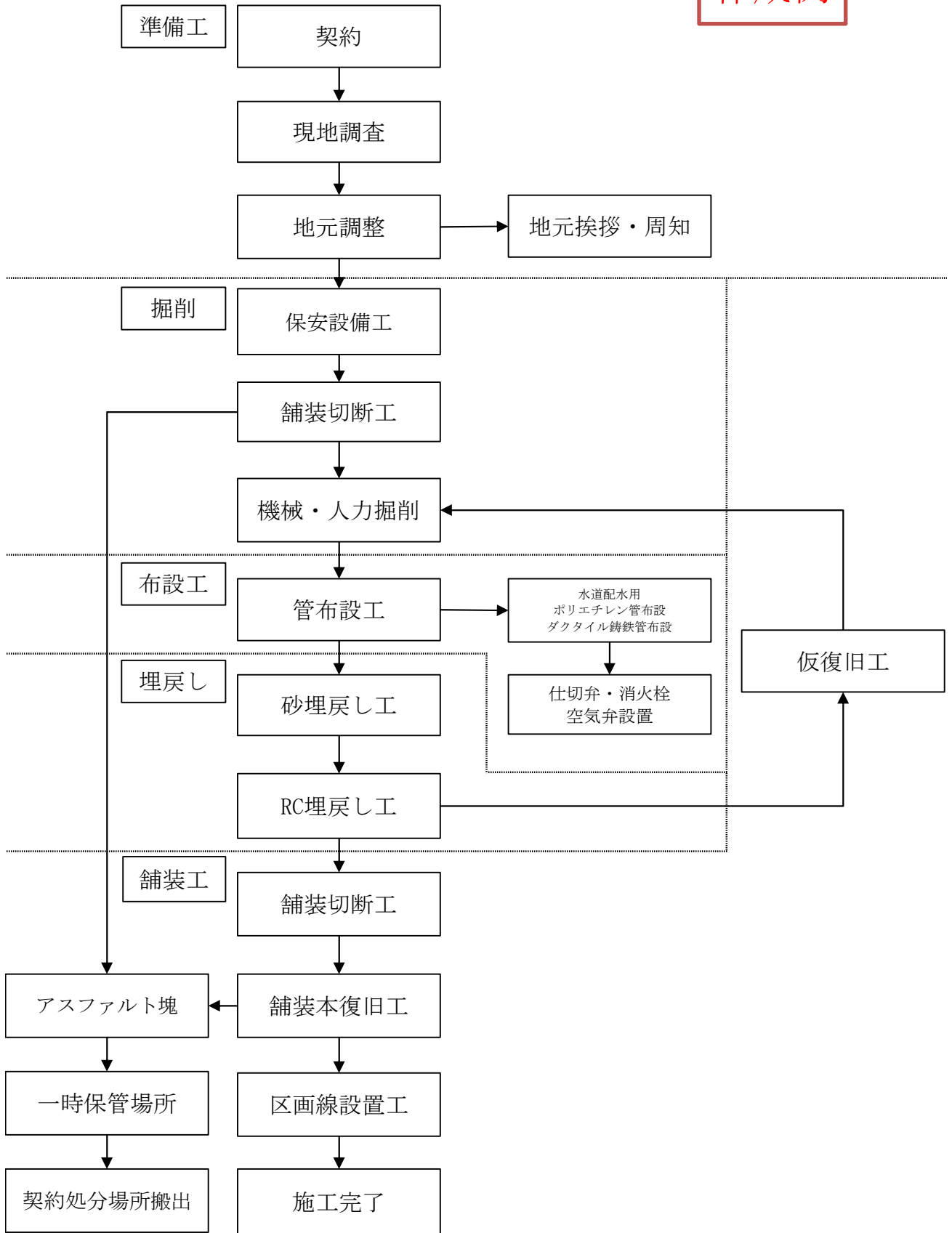
アスファルト乳剤（プライムコート・タックコート）を使用する際には、散布面のゴミ、浮石を取り除き、適度に乾燥した状態で均一に散布する。散布後アスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態を維持する。乳剤散布後は養生砂を均一に散布する。

舗設はアスファルトフィニッシャー（排ガス対策型）及び人力にて行い、仕上がり面が平坦で所定の厚さ、勾配になるように敷き均す。道路占用条件を遵守し、施工資格のある自社又は依頼業者が良質な工事を行う。

施工方法の記載内容は、施工手順毎に具体的な内容を記載する。施工方法の記載内容は、抽象的な表現ではなく、具体的に記載する。  
施工手順の説明にフローチャート等を使用して作成するのも可。

# 施工方法フローチャート

作成例



# (10) 施 工 管 理 計 画

作成例

## 工 程 管 理

週初め及び月初めに作業日報を提出する。

## 写 真 管 理

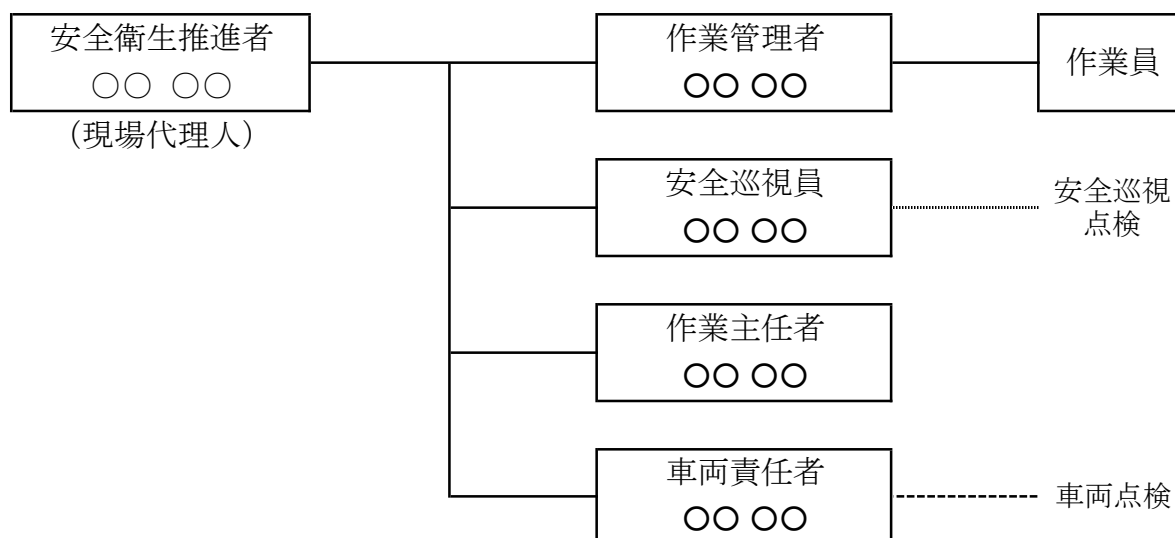
項目	撮影箇所及び工種
工事看板及び 保安設備	各設置個所
材 料	①管、継手 ②保管状況
測点及び断面 土工及び管布設	測点毎 ①着手前 ②しゅん工 ③舗装切断工 ④舗装版直接掘削積込工 ⑤機械掘削工及び人力掘削工 ⑥ポリエチレン管据付工 ⑦砂埋戻し工 ⑧再生砕石埋戻し工 ⑨埋設クロスシート布設工 ⑩再生砕石埋戻し工 ⑪仮復旧工 ⑫舗装版直接掘削積込工 ⑬路盤工 ⑭舗装工
詳細図 切管、異形管布 設	各設置個所 ①切管布設及び異形管布設完了後 ②浸透防護スリーブの取付け完了後
詳細図 仕切弁、排水 弁、消火栓、空 気弁等の設置	各設置個所 ①仕切弁、排水弁、消火栓、空気弁等の設置完了後 ②浸透防護スリーブの取付け完了後
詳細図	1箇所につき必要枚数を撮影する。 ①不断水分岐割T字管の設置完了後 ②穿孔の完了後 ③ポリエチレンスリーブ又は浸透防護スリーブの取付け完了後
給水取出	口径毎 ①サドルの取付け完了後 ②手動穿孔機による穿孔状況 ③浸透防護スリーブの取付け完了後
その他	各設置個所

E F 接合	<p>ポイント毎（50m毎）</p> <p>①挿し口の標線マーキング、 融着面の波形線マーキング、切削の状況</p> <p>②融着面の清掃状況</p> <p>③挿し口の標線マーキングの状況</p> <p>④管と継手の挿入、クランプの固定</p> <p>⑤コントローラの作動の確認、 バーコード入力状況</p> <p>⑥インジケータの隆起の確認</p> <p>⑦融着終了時間、冷却完了時間の確認</p> <p>⑧浸透防護スリーブの取付け完了後</p>
メカニカル接合	<p>各設置箇所</p> <p>①切管の状況</p> <p>②挿入標線マーキングの状況</p> <p>③メカニカル継手取付け完了後</p>
中間検査	<p>①機械掘削工</p> <p>②ポリエチレン管据付工</p> <p>③砂埋戻工</p> <p>④埋設クロスシート</p> <p>⑤RC埋戻工</p> <p>⑥仮復旧工</p>
洗管	<p>必要枚数を撮影する。</p>
交通整理員	<p>必要枚数を撮影する。</p>

## (11) 安全管理

作成例

安全管理組織（元請）



作業主任者一覧表

資格名	氏名	会社名	備考
地山掘削作業主任者	○○ ○○	○○建設(株)	
土止め支保工作業主任者	○○ ○○	○○建設(株)	
型枠支保工作業主任者	○○ ○○	○○建設(株)	

有資格者一覧表

資格名	氏名	会社名	備考
玉掛け	○○ ○○	○○建設(株)	
車両系建設機械	○○ ○○	○○建設(株)	
移動式クレーン運転	○○ ○○	○○建設(株)	

- ・ 毎朝KYミーティング、ツールボックスミーティングを実施する。
- ・ 労働災害の防止のため、車両系建設機械の運転及び操作は、必ず有資格者が行う。
- ・ 工事期間中は、安全巡視員を配置し毎日巡回を行う。
- ・ 車両責任者は、定期的に車両点検を行い、故障等による事故防止に努める。
- ・ 工事現場の作業範囲を明確化するため、安全施設（バリケードや三角コーン）で作業ヤードを仕切る。
- ・ 重機の旋回範囲と十分な離隔がとれない箇所については、人員を配置し、第三者に損傷を与えないように注意して施工する。

※法令等で選任が義務付けられている職もあるため、関係法令(労働安全衛生法等)を熟知しておく。

※安全に工事を進めるために、工事現場における作業員の安全性の確保や労働災害防止に向けた取り組みを記載する。

記載内容は

ア. 工事安全管理対策 イ. 第三者に対する安全対策 ウ. 工事の安全  
教育及び訓練 エ. その他

## (12) 交通管理

### 作成例

各所轄に許可された道路使用許可書の指示欄を遵守し、工事標識、保安設備、交通誘導警備員を完備すると共に、特に夜間交通に対するバリケード、工事灯などの配置には注意する。また、必要に応じて一般交通、歩行者の安全を図る。

- ①通学時間帯の運行の自主規制を徹底する。
- ②交通規制、速度規制、積載量を遵守する。
- ③資材運搬や残土運搬で、道路を使用する場合には、積載物の落下に注意し、路面の損傷や汚損しないように注意する。
- ④通学道路及び現場内は徐行運転する。
- ⑤標識、保安設備等について、パトロールによる自主監視を強化する。
- ⑥一般車両及び歩行者については、安全の確保を最優先とするように交通誘導警備員及び運転手に徹底する。
- ⑦工事中、第三者に損害を与えた場合には、直ちに応急処置などの措置を講じると共に事故発生原因及び経過、被害等を調査し、監督員に報告する。
- ⑧道路〇〇号線については車両通行止め、〇〇号線については片側交互通行にて施工する。
- ⑨工事施行中の道路規制に関しては所轄警察署より指示された通りに行い、道路使用許可書の指示欄を順守する。
- ⑩学童の登下校時には特に注意を払い、必要であれば交通誘導警備員の他に現場従事者も交通整理を行い、学童の安全を図る。
- ⑪工事時間は原則午前9:00～午後5:00までとし、万一時間内に完了しない場合には、早急に監督員及び所轄警察署に連絡をし適切な対応を行う。

#### ※環境対策

交通管理については、該当工事現場の道路仕様書を基に下記該当項目について対策を検討する。

ア. 一般道路を使用する時及び第三者に対する対策

イ. 一般道路に係る工事の安全対策

ウ. 過積載防止対策等

※その他、現場の状況に応じた対策について追記する。

## (13) 環境対策

作成例

現場環境周辺住民の生活環境及び自然環境を調査し、その保全に努めることを目標とし下記の事項について実行する。

- ①施工にあたっては、低騒音低振動型の機械を使用し、重機の空ぶかし、バケットのゆさぶり、ダンプトラックの急発進、急停車など騒音や振動の発生原因となる行為をしないよう指導し、徹底させる。
- ②待機時には重機・車両のエンジンを必ず止めるよう指導し、徹底させる。
- ③舗装切断時は、バキューム式のコンクリートカッターを使用し、発生する汚泥や冷却水が水路等へ流出しないよう回収し、建設汚泥として、適正に処理する。
- ④農業用水路などへ掘削内の湧水等を排出する場合は、沈砂ますを設け、土砂が流出しないようにする。
- ⑤重機への給油及びグリース補給の際には、こぼれないように注意し、万一こぼれた場合にも水路等へ流出しないようにする。
- ⑥タバコの吸い殻、飲食物のゴミは所定の位置に捨て、1日の作業終了時には必ず持ち帰るよう指導し徹底させる。
- ⑦埋め戻し材投入時、仮置場への土砂等の搬出・搬入時は出来る限り塵埃が出ないようにし、必要に応じて散水、清掃等を実施する。また、仮置場に集積されている土砂等についても同様に対策を講じる。
- ⑧施工に伴う、廃材・残材などは、そのまま放置することなく、適正に処理する。
- ⑨周辺住民等から苦情を寄せられた場合は、内容を十分確認のうえ、対応状況とともに直ちに工事監督員に報告する。

### ※環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

ア. 騒音・振動対策    イ. 水質汚濁防止対策    ウ. ゴミ・ほこり対策    エ. 苦情対応

※その他、現場環境に応じた対策について追記する。



## (14) 現場作業環境の整備

作成例

工事従事者に対する快適な労働環境の創出、工事現場と地域の積極的なコミュニケーション形成、土木工事のイメージアップに取り組む。

- ①資材・機材・廃品類の整理整頓に努める。
- ②借地などの返還時には、整地し良好な状態にして返す。
- ③作業終了時には現場内・搬入路周辺の清掃を実施する。
- ④作業に適した服装を着用する。
- ⑤常に現場周りの清掃を心がける。
- ⑥作業員の為の休憩所を設置し、喫煙所は所定の場所を設け、火の始末等に注意する。
- ⑦現場周辺にトイレを設置又は確保する。
- ⑧仮設置場は別紙のとおりとし、搬入経路を決めて通行する。
- ⑨熱中症対策には特に留意を払い、高気温時の作業など熱中症を引き起こしやすい時には水分の補給・小休止など適切な処置を行う。

※現場作業環境に関し、下記の項目について検討する。

- ア. 仮設関係
- イ. 安全関係
- ウ. 営繕関係
- エ. イメージアップ対策の内容
- オ. その他必要事項

## (15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

作成例

再生資源の利用の促進に関する法律及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、再生資源の利用促進及び建設副産物の処理方法に関する事項を記述する。

項目	処理業者	処理地	運搬距離 (km)	備考
アスファルト塊				処理業者名、処理地、概算運搬距離を記入
コンクリート塊				処理業者名、処理地、概算運搬距離を記入
建設発生土				処理業者名、処理地、概算運搬距離を記入

### 添付書類

- ・別表イ 再生資源利用計画書(実施書)
- ・別表ロ 再生資源利用促進計画書(実施書)
- ・別紙 運搬ルート図(仮置き場と最終処理場所を明記)



(17)別表ロ 再生資源利用促進計画書(実施書) —建設副産物搬出工事用—

※  内のみ記入してください

1.工事概要 表面(別表イ)に必ずご記入ください

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画(実施)

現場内利用の欄には、発生量(掘削等)現場内で利用したものについて御記入ください。

コード\*14(コード\*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)  
 1.山砂利等採取跡地 2.処分場の覆土 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地受入 6.その他

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)				
		現場内利用		減量化 ③減量化量	搬出先名称 3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けてください	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所	住所コード *4	運搬距離 千百十	搬出先の種類 コード*13	受入地の用途 コード*14	④現場外搬出量			⑤再生資源利用促進量 (注2)			
		用途コード*10	②利用量										うち現場内改良分	トン			うち現場内改良分		
特定建設資材廃棄物					搬出先1	公共	民間												
建設発生木材(木材が廃棄物になったもの)	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
アスファルト・コンクリート破	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
建設発生木材(伐木材、除根材など)	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
建設汚泥	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
建設混合廃棄物	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
金属くず	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
廃プラスチック	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
紙くず	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
アスベスト(発散性)	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
その他の分散された廃棄物	トン		トン	トン	搬出先1	公共	民間											トン	%
第一種建設発生土	地山m3		地山m3	地山m3	搬出先1	公共	民間											地山m3	%
第二種建設発生土	地山m3		地山m3	地山m3	搬出先1	公共	民間											地山m3	%
第三種建設発生土	地山m3		地山m3	地山m3	搬出先1	公共	民間											地山m3	%
第四種建設発生土	地山m3		地山m3	地山m3	搬出先1	公共	民間											地山m3	%
浚渫土	地山m3		地山m3	地山m3	搬出先1	公共	民間											地山m3	%
合計	地山m3		地山m3	地山m3														地山m3	%

コード\*10  
 1.路盤材 2.裏込材  
 3.埋戻し材  
 4.その他(具体的に記入)

コード\*11  
 1.焼却 2.脱水  
 3.天日乾燥  
 4.その他(具体的に記入)

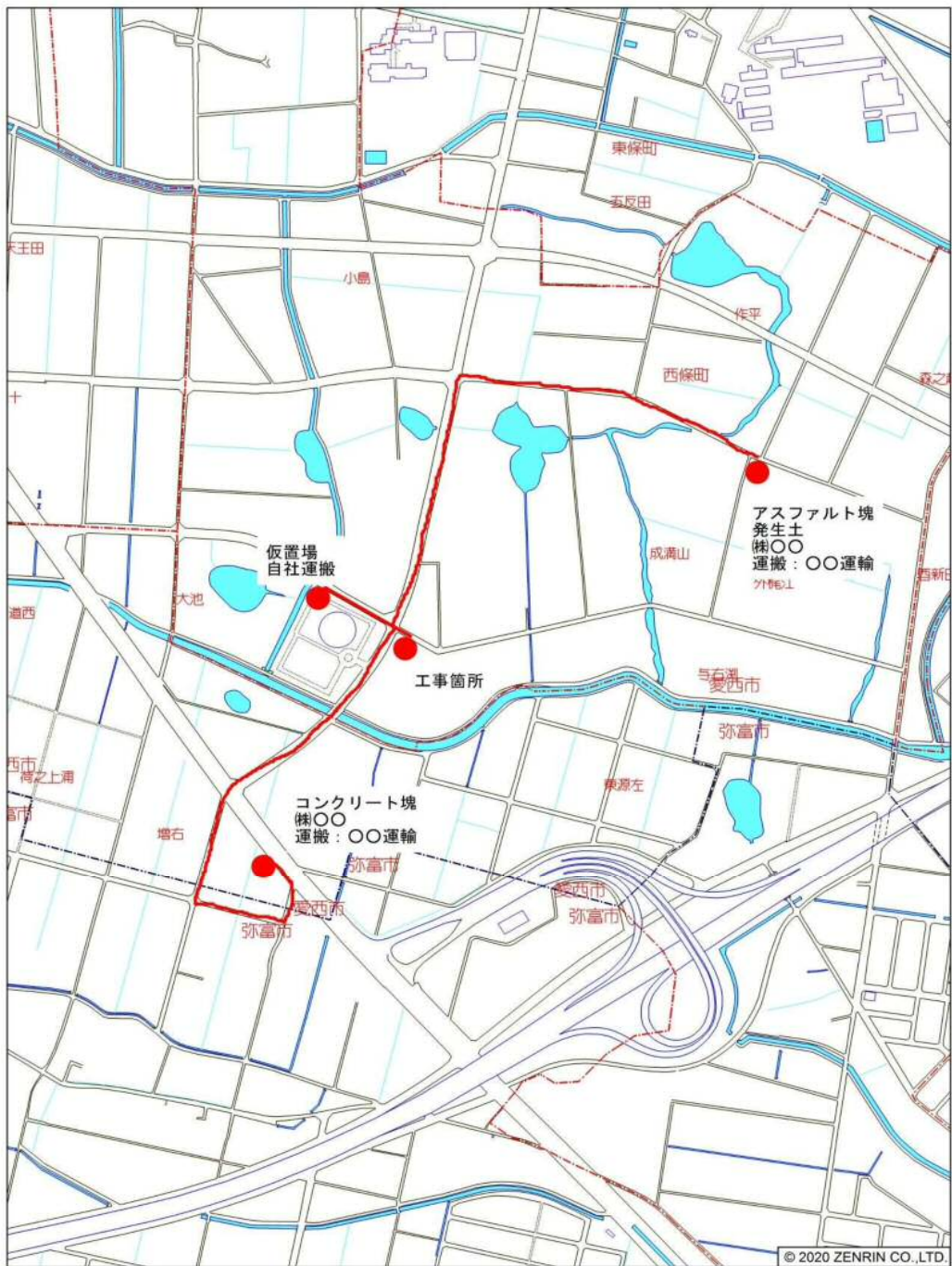
コード\*12  
 施工条件について  
 1.A指定処分(発注時に指定されたもの)  
 2.B指定処分(もしくは準指定処分)(発注時に指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
 3.自由処分

コード\*13(詳細は「表-4」参照のこと)  
 再生資源利用促進(再生利用された場合)  
 1.他の工事現場(内陸:公共、民間をふくむ)  
 2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)  
 3.有償売却(土工事請負業者が建設副産物を売却し、代金を得た場合)  
 4.建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている場合)  
 5.海面埋立事業(海岸、海浜事業を含む)  
 最終処分場・その他(処分された場合)  
 6.最終処分場(海面処分場)  
 7.最終処分場(内陸処分場)  
 8.建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)  
 9.焼却施設・再生処分場へ持ち込むための中間処理施設  
 10.その他(具体的に記入)

注2:再生資源利用促進量について  
 現場外搬出量④のうち、搬出先の種類(コード\*13)が1.~5.の合計

(18)別紙 運搬ルート図

作成例



この地図は参考のため作成したものであり実際の会社・建築物とは一切関係はありません

縮尺 1 / 6,000 180m

### 3. 資料

#### 安全衛生管理について

労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、本社、工場、支店、事務所、営業所、店舗等の事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者又は衛生推進者の選任を義務付けている。

「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」及び「産業医」の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任し、所定の様式に必要書類を添付して遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要がある。

<p style="text-align: center;">総括安全衛生責任者</p>	<p>[適用範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場の規模（正社員のほかパートタイマー、アルバイト、派遣労働者等を含め常態として使用する労働者が含まれる）が100人以上</li> </ul> <p>[資格条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業場において、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者</li> </ul> <p>[職務内容]</p> <p>安全管理者、衛生管理者などを指揮及び、次の業務を統括管理する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の危険または健康障害を防止するための措置</li> <li>・労働者の安全または衛生のための教育</li> <li>・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置</li> <li>・労働災害の原因の調査及び再発防止対策</li> <li>・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置</li> <li>・安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善</li> <li>・その他の労働災害を防止するため必要な業務</li> <li>・特定元方事業者の講ずべき次の事項に関する統括管理 協議組織の設置、運営 作業間の連絡調整 作業場所の巡視 安全衛生教育の指導、援助 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画の作成</li> <li>・その他必要事項</li> </ul>
<p style="text-align: center;">安全管理者</p>	<p>[適用範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場の規模（正社員のほかパートタイマー、アルバイト、派遣労働者等を含め常態として使用する労働者が含まれる）が50人以上</li> <li>・300人以上は安全管理者のうち1人を専任とする</li> </ul> <p>[資格条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の経験年数以上産業安全注の実務に従事した経験を有し、かつ「安全管理者選任時研修」を修了した者</li> <li>・経験年数は理科系統であれば大学卒、高等専門学校卒2年、高等学校卒4年、その他7年</li> <li>・理科系統以外は大学卒、高等専門学校卒4年、高等学校卒6年、その他7年</li> <li>・労働安全コンサルタント</li> <li>・平成18年10月1日時点において安全管理者として経験が2年以上ある者</li> </ul> <p>[職務内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置 または適当な防止措置（設備新設時、新生産方式採用時における安全面からの検討を含む）</li> <li>・安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備</li> <li>・作業の安全についての教育及び訓練</li> <li>・発生した災害原因の調査及び対策の検討</li> <li>・消防及び避難の訓練</li> <li>・作業主任者その他安全に関する補助者の監督</li> <li>・安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録</li> <li>・その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所においておこなわれる場合における安全に関し、必要な措置</li> <li>・作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じる</li> </ul>

<p style="text-align: center;">衛生管理者</p>	<p>[適用範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場の規模（正社員のほかパートタイマー、アルバイト、派遣労働者等を含め常態として使用する労働者が含まれる）が50人以上 詳細は表1</li> </ul> <p>[資格条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、教育職員免許法第4条の保健体育若しくは保健の教科について中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者で学校に在職する者（常時勤務者）、学校教育法による大学又は高等専門学校で保健体育に関する科目を担当する教授・准教授・講師（常時勤務者）</li> </ul> <p>[職務内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に異常のある者の発見及び処置</li> <li>・作業環境の衛生上の調査</li> <li>・作業条件、施設等の衛生上の改善</li> <li>・労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備</li> <li>・衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項</li> <li>・労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成</li> <li>・衛生日誌の記載等職務上の記録の整備</li> <li>・作業環境の測定およびその評価</li> <li>・作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施工、点検、改善等</li> <li>・作業方法の衛生工学的改善</li> <li>・その他職務上の記録の整備等</li> <li>・少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じる</li> </ul>
<p style="text-align: center;">産業医</p>	<p>[適用範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時使用する労働者が50人以上のすべての事業場で選任する</li> <li>・常時3,000人を超える労働者を使用する事業場では、2人以上の産業医を選任する</li> </ul> <p>次に該当する事業場にあつては、専属の産業医を選任する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時1,000人以上の労働者を使用する事業場</li> <li>・一定の有害な業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場</li> </ul> <p>[資格条件]</p> <p>医師であつて、次のいずれかの要件を備えたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者</li> <li>・労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの。</li> <li>・大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または常勤講師の経験のある者</li> <li>・平成10年9月末時点において、産業医としての労働者の健康管理等を行った経験が3年以上ある者</li> </ul> <p>[職務内容]</p> <p>産業医は、主に次の事項を行うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置</li> <li>・法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置</li> <li>・法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置</li> <li>・作業環境の維持管理</li> <li>・作業の管理</li> <li>・労働者の健康管理</li> <li>・健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置</li> <li>・衛生教育に関すること</li> <li>・労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置</li> <li>・少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じる</li> </ul>

安全衛生推進者	<p>[適用範囲] ・常時使用する労働者が10人以上50人未満の事業場</p> <p>[資格条件] ・安全衛生推進者養成講習を修了した者 ・衛生推進者養成講習を修了した者 ・大学又は高専卒業後に1年以上安全衛生の実務に従事している者 ・高等学校又は中等教育学校卒業後に3年以上安全衛生の実務に従事している者 ・5年以上（安全）衛生の実務に従事している者 ・安全管理者及び衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者</p> <p>[職務内容] 安全衛生推進者等については、次の業務を行うこととなっている ・施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置 ・作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置 ・健康診断及び健康の保持増進のための措置 ・安全衛生教育 ・異常な事態における応急措置 ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策 ・安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成 ・関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等</p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表1

業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者の選任		
		衛生管理者の人数	衛生管理者のうち1人を専任とすることが必要な事業場	衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許所持者から選任することが必要な事業場
全ての業種	50人未満	衛生管理者の選任義務なし		
	50人～200人	1人	該当なし	
	201人～500人	2人		
	501人～1,000人	3人	※1	※2
	1,001人～2,000人	4人	常時1,000人を超える労働者を使用するすべての事業場	
	2,001人～3,000人	5人		
	3,001人以上	6人		

※1 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第18条に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの

※2 衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許所持者から選任することが必要な事業場常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1, 3, 4, 5, 9号に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの



根拠法令について

建設業法

第四章 施工技術の確保

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の四

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

海部南部水道企業団工事仕様書

1-6 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）

3. 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。